



技能や資格の取得を目指すひとり親家庭の方を応援します！

足立区ひとり親家庭 自立支援教育訓練給付金事業のご案内

ひとり親家庭の方の積極的な能力開発を支援するもので、20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭等の方（注）が、就職に有利な資格や技能を修得するために、区の指定を受けて講座を受講し修了したとき、教育訓練給付金を支給します。また、専門実践教育訓練については、区の指定を受けて資格を取得し就職したとき、教育訓練給付金を追加支給します。

（注）ひとり親でない方も受給要件を満たしていれば対象となる場合があります。
詳しくはご相談ください。

受給要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- 1 足立区内に住所を有するひとり親家庭等の親で、20歳未満のお子さんを扶養している方
- 2 教育訓練講座を受講することが、適職につくために必要であると認められた方
- 3 過去にひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない方
- 4 自立支援プログラムの策定を受けている方

対象となる講座

（通信教育も該当するものがあります。詳しくはお問い合わせ下さい）

- ◎ 雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座
(一般教育訓練、特定一般教育訓練、専門実践教育訓練)
- ◎ 就業に結びつく可能性の高い講座で国が別に定めるもの



教育訓練 講座検索

検索

厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム

(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)

※ 事前に電話で相談のうえ、希望する講座の申込期限3ヶ月前までに面談（要予約）および申請手続きが必要となります。

支給額

本人が支払った受講費用の60%（一般教育訓練、特定一般教育訓練については、支給の上限は20万円までです。専門実践教育訓練については、支給の上限は修業年数×40万円（最大160万円）までです）。ただし算定した給付額が1万2千円以下の場合は支給されません。対象となる費用は、入学金・受講料・教科書教材費及びこれらにかかる消費税です。

専門実践教育訓練について、資格を取得しその資格を活かして就職した場合、本人が支払った受講費用の25%（支給の上限は修業年数×20万円（最大80万円）までです）を追加支給します。

※ 雇用保険制度の教育訓練給付金受給資格がある方には、ハローワークで支給する額を差し引いた額を支給します。

裏面あり



申請の流れ

事務局相談室

面談予約 希望する講座の申込期限3ヶ月前までの日にちで面談を予約します。

面談（1回目） 手続きの流れや必要書類、関連する制度についてご説明します。

講座の資料請求 希望する講座を選択後、スクールへ資料請求を行います。

面談（2回目） 自立支援プログラム策定の申請及び策定が必要となります。

講座指定申請 希望する講座の申込期限1ヶ月前までに申請手続きが必要となります。

指定可否の審査（指定可の通知を受けた方⇒受講申込）

受講修了

給付金の支給申請（受講修了後）

※ 一般教育訓練及び特定一般教育訓練は、対象講座の受講修了日から30日以内となります。

※ 専門実践教育訓練は、対象講座の受講修了日から30日以内となります。また、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格者は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から30日以内となります。

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

【専門実践教育訓練の場合】

資格取得し就職（専門実践教育訓練）

給付金の支給申請（資格取得し就職後）（専門実践教育訓練の場合）

※ 専門実践教育訓練の場合、対象講座の受講修了日翌日から1年以内に資格取得し就職した場合、就職した日より30日以内となります。

※ 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格者は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から30日以内となります。

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

※ ご相談は予約制になりますので、下記までご連絡をお願いします。

※ 生活保護を受給中の方は、担当のケースワーカーにご相談ください。



お問合せ先： 足立区福祉部親子支援課
事業係（豆の木相談室）
電話： 03-3880-5932
FAX： 03-3880-5573